

技術移転戦略と知的所有権侵害状況

— 在中国日系企業のアンケート調査に基づいて — *

榎 本 悟

この報告は2004年に実施した「中国における日系現地法人の対中技術移転戦略および現地の知的所有権侵害状況に関するアンケート調査」に基づく報告である。

I 対象企業の基礎的状況

① 調査対象企業の基礎データ

アンケート対象企業の選出には東洋経済新報社発行の『海外進出企業総覧(国別編)』2003年度版を用い、中国に進出した企業のうち、製造業(ただし、統括会社、株式所有・持ち株会社を除く)で日本側出資比率50%以上、資本金2億円以上の企業1043社を選びだした。アンケート送付は2004年9月10日であり、回収締め切り期限を2004年10月31日と設定した。設定期限を過ぎても数社から返信があり、結局全部で147社(回収率14.1%)の回答を得ることができた。

② 回答企業の基礎データ

アンケートに回答した企業147社の基本データは以下の通りである。

・地理的分布

回答企業の地理的分布を見ると、江蘇省37社、上海市37社、広東省21社、遼寧省14社、山東省7社、浙江省7社、天津市5社、その他19社となっている。2003年の日本企業全体の中国への進出地域として最も多いのは上海市、その次には江蘇省、広東省、遼寧省、北京市、山東省、天津市が続いている¹ことから、今回の回収企業の分布もこうした特性をかなり反映しており、サンプルに偏りが無いことを物語っている。

・業種

回答企業の業種を大まかに分類してみると以下のようなになる。すなわち完成品製造44社、部品製造51社、素材製造39社、不明11社で、意外に完成品製造よりも部品、素材製造企業の数が多いように見える。また業種的には多様な企業が見られるが、電気機械関連企業が21社、自動車関連の企業が20社と多く見られることが特徴的である。これらの業種は日本企業の対中国製造業投資全体に占める割合

* 本報告は平成16年度科学研究費交付金(研究代表者春名章二「日本企業の対中国向け先端技術、研究開発および知的財産権保護戦略に関する研究(基盤研究(B))(2)課題番号16330042)の研究成果の一部である。

1 榎本悟・張紅・北川博史稿「日本企業の対中国直接投資の概観—企業と共生の論理の展開のための序論—」『文化共生学研究』第3号、2005年3月参照。

を見ても多い²ということが知られており、この点でも回収企業の偏りは少ないものと考えられる。

• 進出時の目的と現在の目的

	進出時の目的	現在の目的
中国国内向け	59社	58社
海外輸出（日本含む）	33社	17社
海外輸出（日本除く）	1社	1社
両方（中国国内+輸出）	52社	71社
合計	145社	147社

進出時の目的は中国国内向けが最も多い（59社）が、現在の目的は中国国内向けに加えて、製品が海外に輸出されていることを示している（52社から71社に増加）。これは中国にある現地法人が徐々に力をつけて、中国国内市場向けだけでなく、輸出向け基地としての地位を確保しつつあるということであろう。この傾向は中国国内市場の洗練化がさらに進めば、中国現地法人の役割がますます重要になるということを示している。

- 出資比率 100% 76社
- 過半数所有 69社
- 無回答 2社

出資比率については100%所有の法人が最も多い。歴史的に見ると、中国は本来合弁形態を基本としていたが、最近では独資による対中進出も可能になっていることから、今後こうした独資による進出の傾向がさらに進展するものと思われる。

• 直近1年間の1社あたり平均売上高（億元）

7.02億元（ただし138社の平均値）

売上高について回答した138社の平均売上高はおよそ7億元で、日本円に換算すれば100億円程度ということになる。なかには年間300億円以上の売上を記録している企業もあるが、数億円の売上しか記録していない企業もあって、売上のばらつきはかなり大きい。この数字は今後さらにのびることが期待されよう。

• 設立年数

1年	1社	6年	5社
2年	12社	7年	7社
3年	16社	8年	21社
4年	6社	9年	37社
5年	2社	10年以上	40社

設立年数については既に10年以上の経験を持つ企業が最も多く回答企業のうちで40社にものぼる。

2 榎本悟・張紅・北川博史，前掲論文参照。

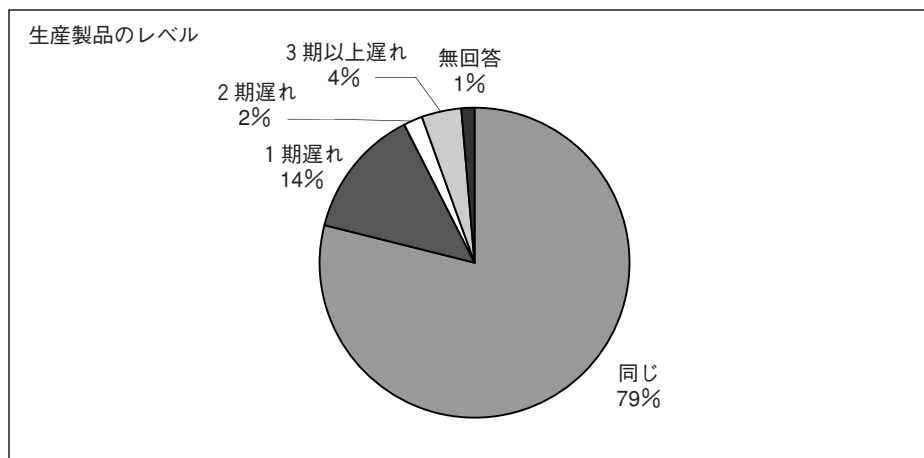
II 現地の実際の運営状況

II-1 技術移転について

- ① 現在貴社が生産している製品レベルについて右の選択欄よりお選びください。

選択欄	
1.	日本国内と同レベル
2.	日本国内より1期遅れる
3.	日本国内より2期遅れる
4.	日本国内より3期以上遅れる

結果は以下の通りである。(N=147)



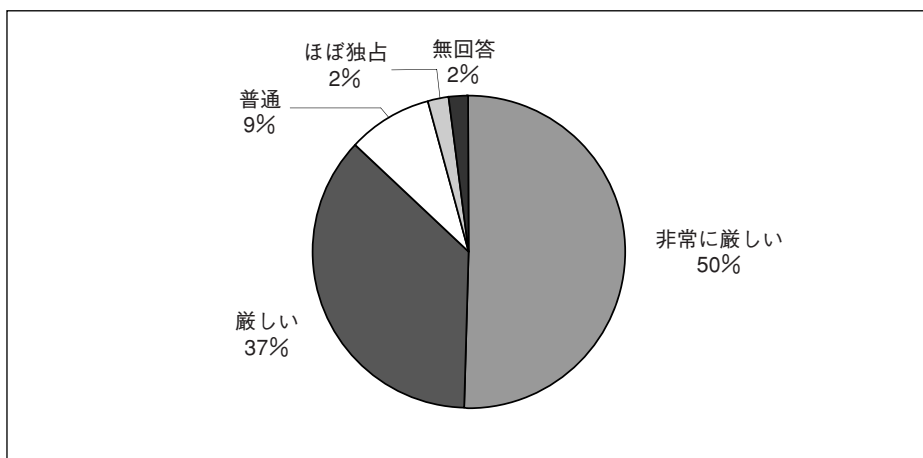
日本国内と同レベルの製品を生産しているという回答が最も多い。また日本と同等の製品を生産していないとしても、1期前の製品を生産しているのが最も多く、相当遅れた製品を生産している状況ではない。

- ② 現地での他企業との競争度について右の選択欄よりご回答ください。(質問②-2については複数回答可)

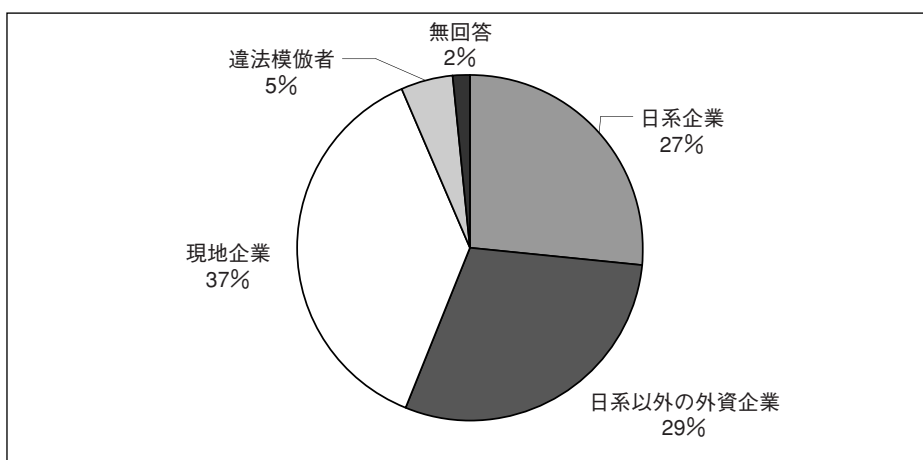
選択欄	
②-1 激しさ	②-2 主な競争相手
1. 非常に激しい	1. 日系企業
2. やや激しい	2. 日系以外の外資系企業
3. 普通	3. 現地企業
4. ほぼ独占	4. 現地商標盗用及び違法な模倣業者

結果は以下の通りである。

②-1 競争の激しさ (N=147)



②-2 主な競争相手 (複数回答可, 回答総数237)



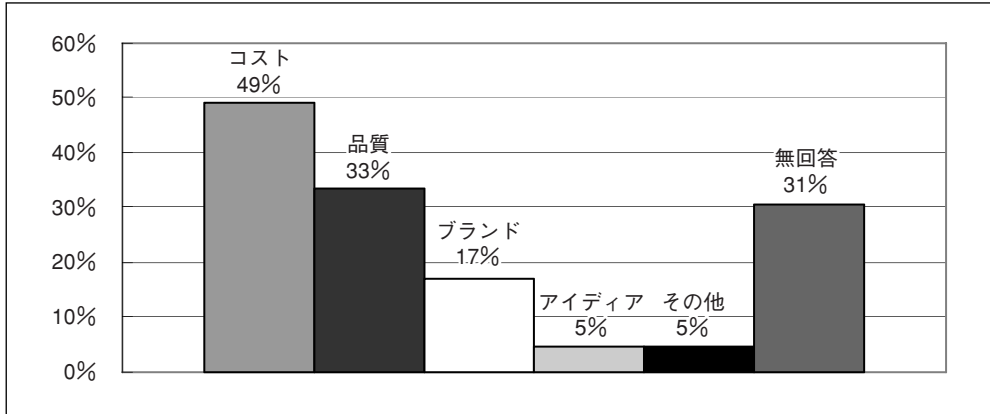
競争の激しさについては、「非常に厳しい」と「厳しい」と回答した企業が87%に達しており、中国国内での競争の厳しさが伺える。また主な競争相手は現地企業、日系企業以外の外資系企業、日系企業の順となっている。

③ 現地での主な競争相手との競争状況について右の選択欄よりご回答ください。(複数回答可)

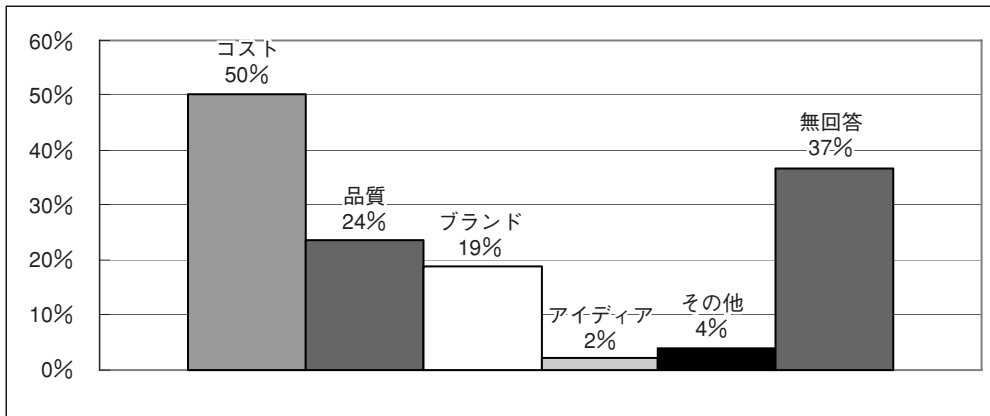
選択欄			
③-1 日系	③-2 外資系	③-3 現地	③-4 模倣業者
1. コスト	1. コスト	1. コスト	1. コスト
2. 品質	2. 品質	2. 品質	2. 品質
3. ブランド	3. ブランド	3. ブランド	3. ブランド
4. アイディア	4. アイディア	4. アイディア	4. アイディア
5. その他	5. その他	5. その他	5. その他

結果は以下の通りである。

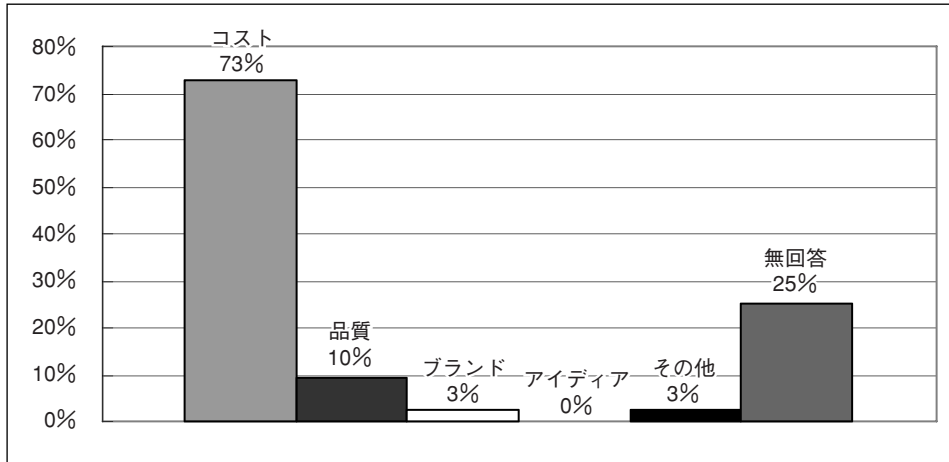
③-1 日系企業との競争状況（回答総数205）



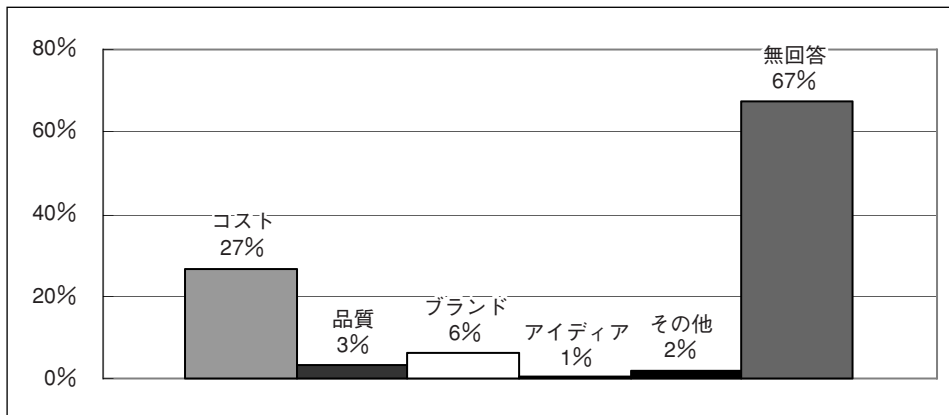
③-2 外資系企業との競争状況（回答総数200）



③-3 現地企業との競争状況（回答総数166）



③-4 模倣業者との競争状況（回答総数156）



日系企業が直面する競争状況は現地企業、日系以外の外資系企業、現地日系企業のいずれに対してもコストがもっとも大きな課題であることがわかる。とりわけ現地企業との競争においては何よりもコストが最大の課題であることが明確である。また日系企業以外の外資系企業や日系企業との競争ではコストの次に品質が課題であると回答した企業が多いのに対し、現地企業との競争では品質がそれほど重要ではないということもわかる。

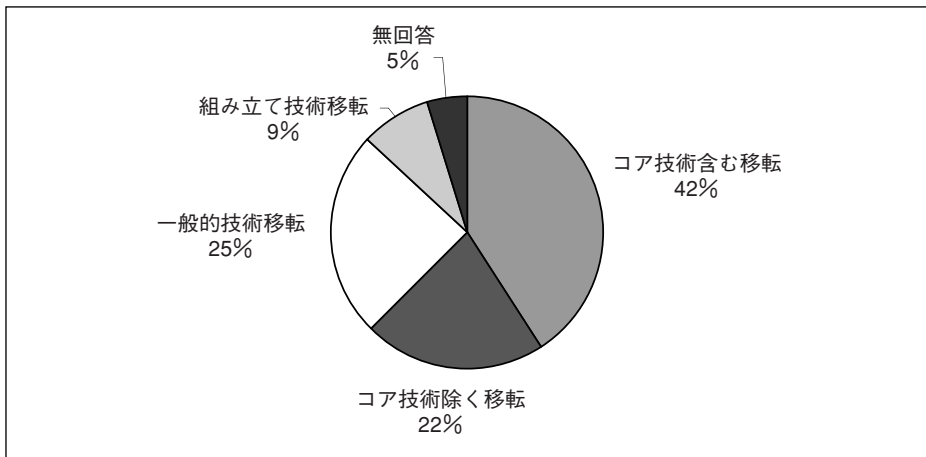
- ④ 貴社の現地への技術移転状況について右の選択欄よりご回答ください。（中心になる技術者に関して、複数回答可）

選択欄		
④-1 生産面	④-2 管理販売面	④-3 中心になる技術者
1. コア技術含む移転	1. すべて日本方式	1. 派遣された日本人技術者

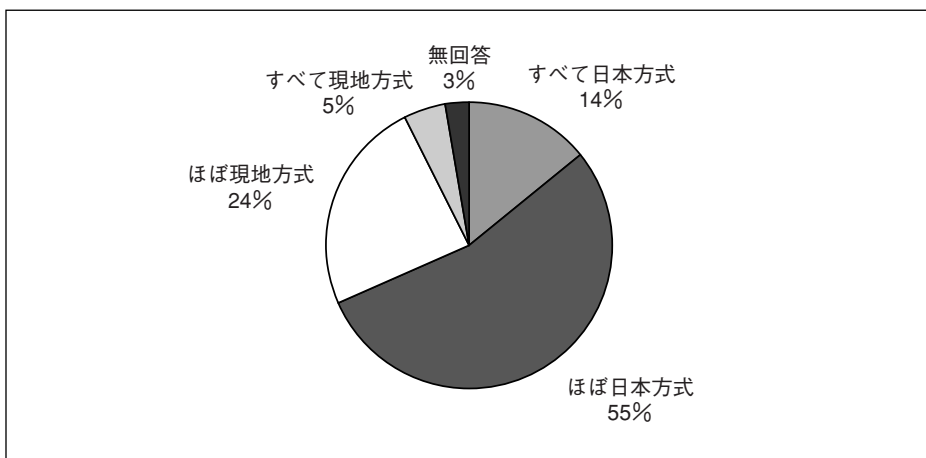
2. コア技術除く移転	2. ほぼ日本方式に加えて現地方式の一部取入れ	2. 日本で技術研修を受けた現地人
3. 一般的な技術の移転	3. ほぼ現地方式に加えて日本方式の一部取入れ	3. 現地人技術者
4. 組立て技術の移転	4. すべて現地方式	4. その他

結果は以下の通りである。

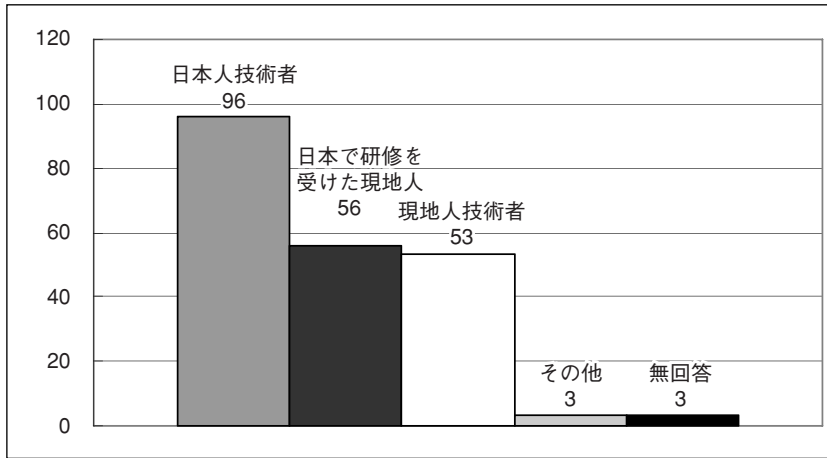
④-1 現地への技術移転状況（生産面）（一部の企業は複数回答，回答総数152）



④-2 現地への技術移転状況（管理販売面）（一部の企業は複数回答，回答総数149）



④-3 現地への技術移転状況（中心になる技術者・複数回答可，回答総数211）



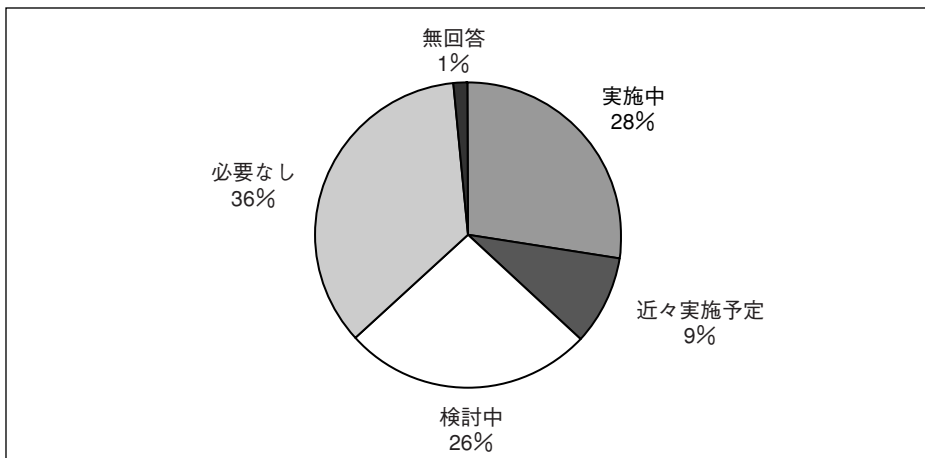
生産技術についてはコア技術をすでに移転していると回答した企業が最も多く、次いで、コア技術を除く移転，一般的な技術移転と続く。現地の販売管理面については「すべて日本方式」，「ほぼ日本方式」と回答した企業は70%近くで，「すべて現地方式」および「ほぼ現地方式」と回答した企業は意外に少なく30%未満である。また現地への技術移転において中心となる技術者については日本人技術者と回答した企業が最も多く，次いで，日本で研修を受けた現地人，現地人技術者と続く。

⑤ 貴社の現地への技術移転に関する現地での研究開発（R&D）について右の選択欄よりご回答ください。（R&Dの主導者に関しては，複数回答可）

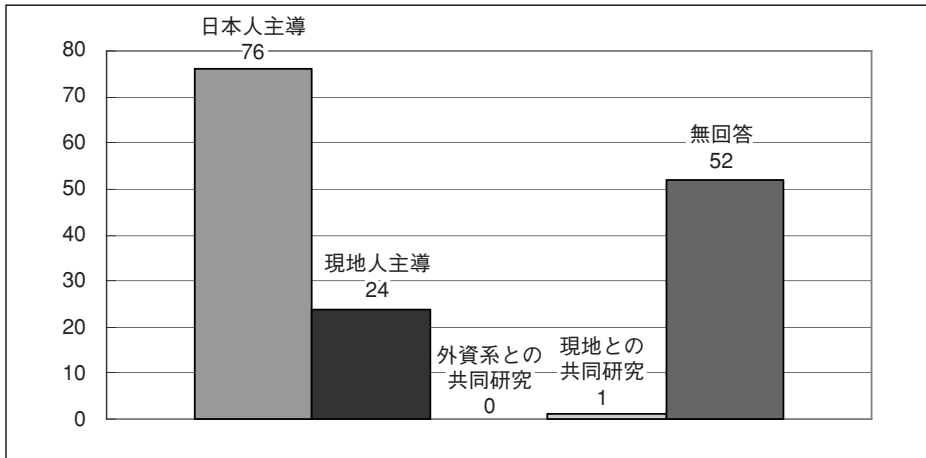
選択欄		
⑤-1 R&Dの実施	⑤-2 R&Dの主導者	⑤-3 R&D投資の規模
1. 実施中	1. 日本人主導	1. 売上高の8%以上
2. 近々実施予定	2. 現地人主導	2. 売上高の3~8%
3. 検討中	3. 外資系企業との共同研究	3. 売上高の1~3%
4. 必要なし	4. 現地企業との共同研究	4. 売上高の1%未満

結果は以下の通りである。

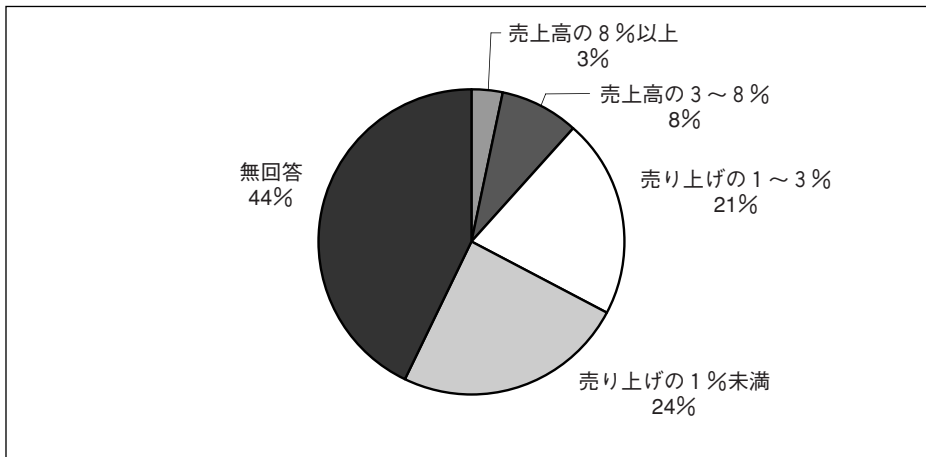
⑤-1 現地の研究開発状況（回答総数149）



⑤-2 現地の研究開発の主導者（複数回答可，回答総数153）



⑤-3 現地の研究開発投資規模（N=147）



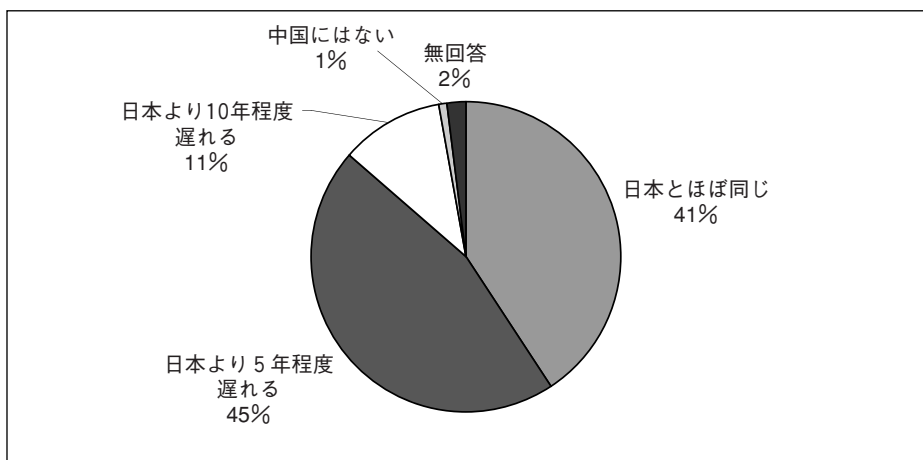
在中国現地法人における研究開発の状況は「必要なし」と回答した企業が最も多く、「実施中」「検討中」が続いている。また研究開発の主導者は、現在でもなお日本人主導と回答した企業が最も多い。研究開発投資規模については、売上げの3%未満と回答した企業は全体の45%を占めている。

⑥ 貴社にとって、現地の技術レベル及び技術者の能力について右の選択欄よりご回答ください。

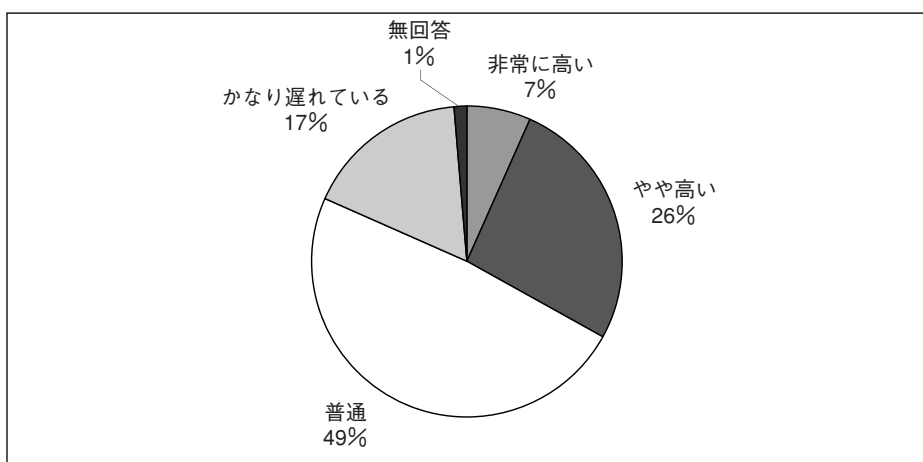
選択欄	
⑥-1 生産技術	⑥-2 技術者
1. 日本とほぼ同じ	1. 非常に高い
2. 日本より5年程度遅れている	2. やや高い
3. 日本より10年程度遅れている	3. 普通
4. 中国にはない	4. かなり遅れている

結果は以下の通りである。

⑥-1 現地の技術レベル（生産技術，N=147）



⑥-2 現地の技術者のレベル（N=148）



現地の生産技術は「日本より5年程度遅れている」が回答企業の45%、「日本と同じ」と回答した企業は41%であり、現地が大きく遅れているわけではない。また、技術者の能力レベルは「普通」と回答した企業が最も多いが（49%）、「非常に高い」「やや高い」の両方を加えると33%にもなり、技術者の能力レベルは高い。

II-2 知的所有権について

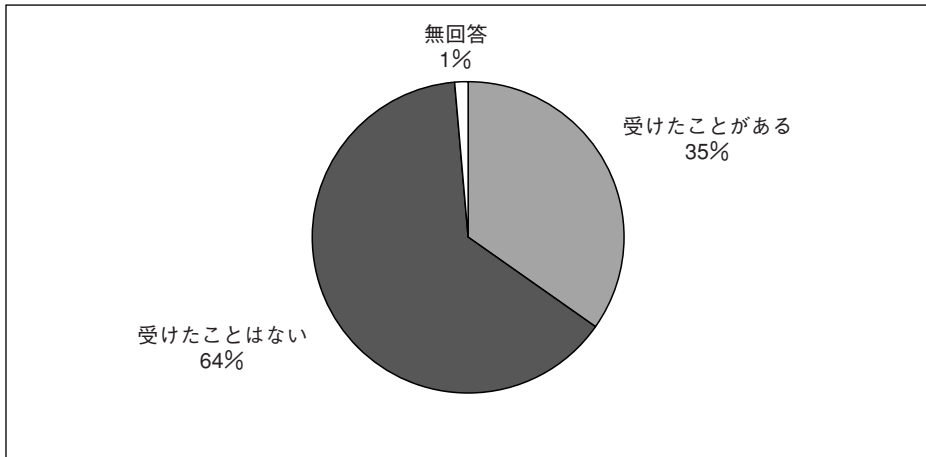
⑦ 現地における知的所有権侵害問題の貴社への影響について右の選択欄よりご回答ください。（侵害内容については複数回答可） 受けたことがないと回答

選択欄	
⑦-1 状況	⑦-2 侵害内容
1. 受けたことがある	1. 違法な模倣製造
2. 受けたことはない	2. 商標盗用
	3. 意匠盗用

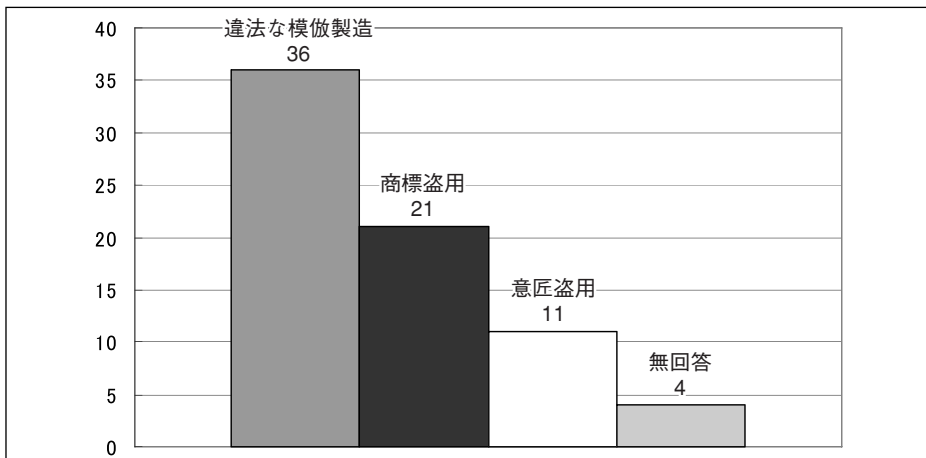
した場合は質問⑩に進んでください。

結果は以下の通りである。

⑦-1 知的所有権侵害状況 (N=147)



⑦-2 知的所有権侵害内容 (侵害を受けた会社数 N=51社, 複数回答可, 単位: 社)



知的所有権の侵害を受けたと回答した企業は3社に1社の51社であった。侵害内容の最も多いのは違法な模造品の製造であり、次いで商標盗用、意匠盗用である。

⑧ 現地での知的所有権

侵害による貴社の被害額や、受けた後中国政府の主

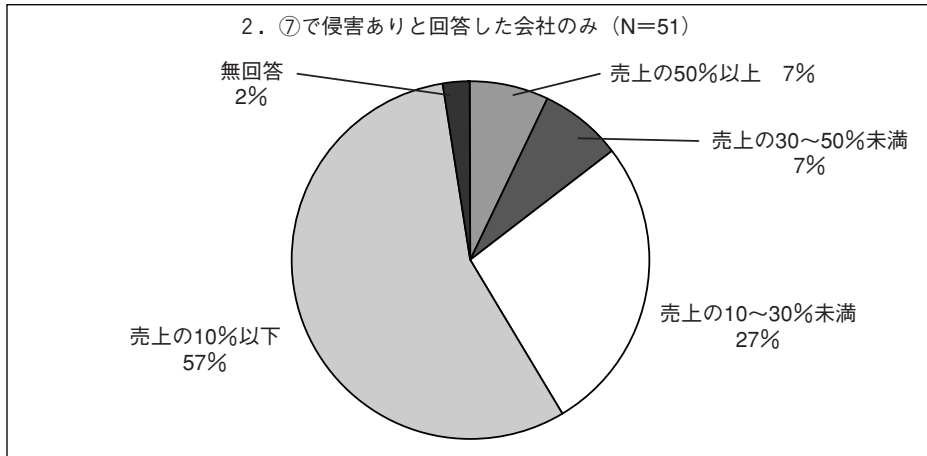
選択欄		
⑧-1 被害額	⑧-2 中国政府 主管部門への 救済申し入れ	⑧-3 中国政 府主管部門の対 応受理姿勢
1. 売上の50%以上	1. 有 2. 無	1. 積極的
2. 売上の30~50%未満		2. やや積極的

管部門への救済申し入れを行ったことについて右の選択欄よりご回答ください。

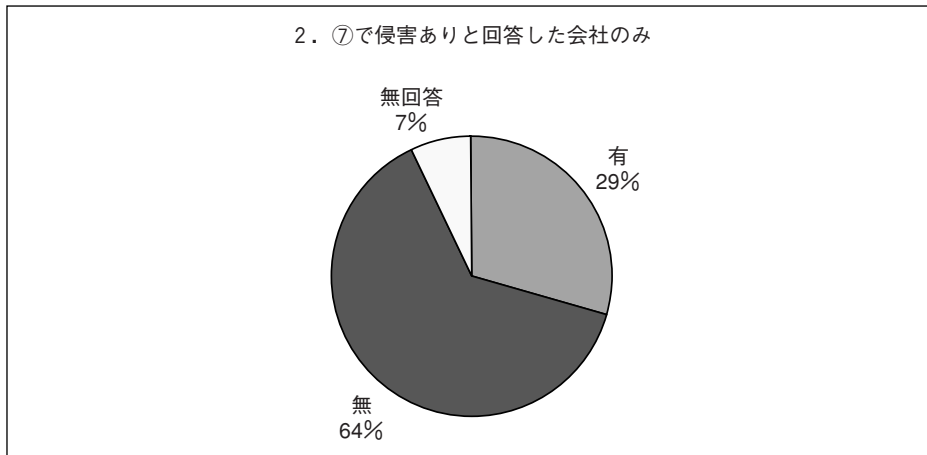
3. 売上の10～30%未満	3. やや消極的
4. 売上の10%以下	4. 無視

結果は以下の通りである。

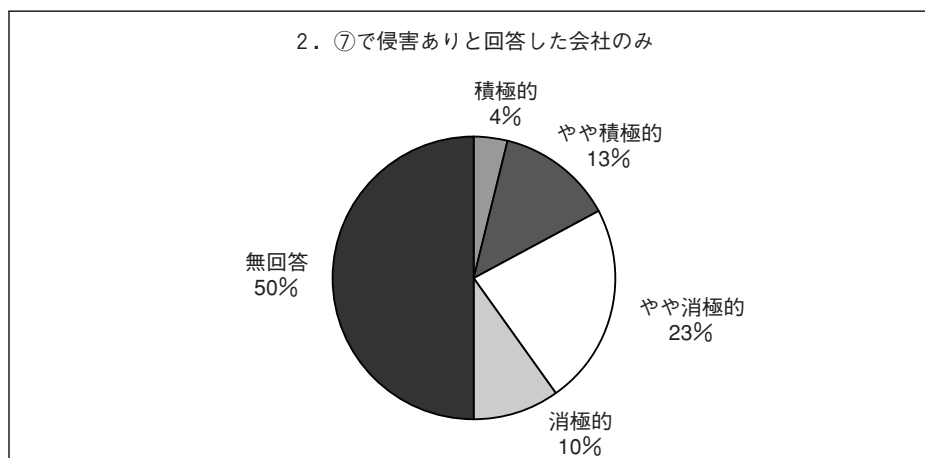
⑧-1 被害額の状況 (N=51)



⑧-2 主管部門への救済の申し入れ (N=51)



⑧-3 主管部門の対応受理姿勢 (N=51)



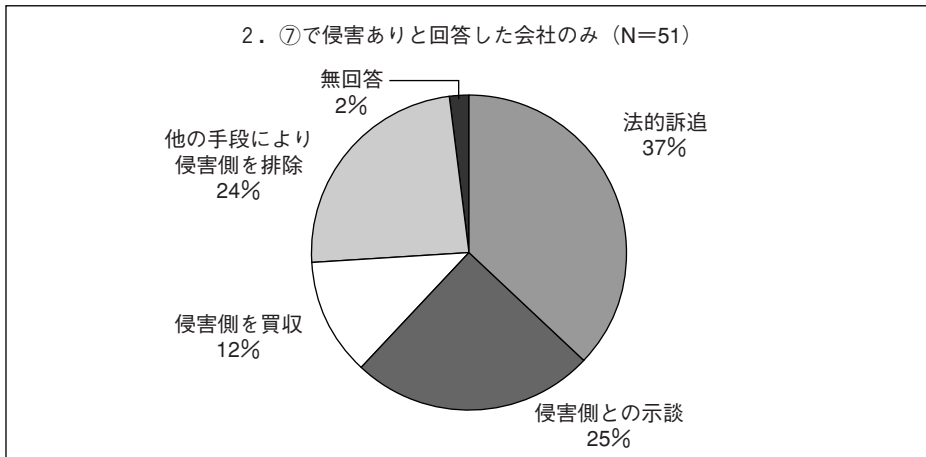
知的所有権の被害を受けたと回答した企業のうち、その被害額を聞いたところ、売り上げの10%以下と回答した企業が半分以上の57%を占めた。次いで、売り上げの10~30%と回答した企業が続くが、売り上げの50%以上が被害額に当たると回答した企業も7%ある。また知的所有権の侵害を受けたと回答した企業に対して、現地政府主管部門に対する救済の申し入れを行ったかどうかを尋ねたところ、およそ4分の1(29%)の企業しか申し立てをしていないということが明らかになった。その理由は主管部門が取り締まりに対して積極的でないと認識しているからであろう。⑧-3で示されているように、知的所有権侵害を受けたと回答した企業でも、現地政府の主管部門の取り締まり姿勢を積極的なものと見ていないということからも明らかであろう。ちなみに「消極的」と「やや消極的」と回答した企業は33%であるのに対し、「積極的」「やや積極的」と回答した企業は17%と、およそ2倍の差がある。

⑨ 現地で知的所有権侵害を受けて貴社が
 った対応措置並びに中国における知的所有
 権保護に関する問題点について右の選択
 欄よりご回答またはご記入ください。

選択欄			
⑨-1 対応措置	⑨-2 効果	⑨-3 理由	⑨-4 問題
1. 法的訴追	1. 有 2. ない		
2. 侵害側との示談	1. 有 2. ない		
3. 侵害側を買収	1. 有 2. ない		
4. 他の手段により侵害側を排除	1. 有 2. ない		

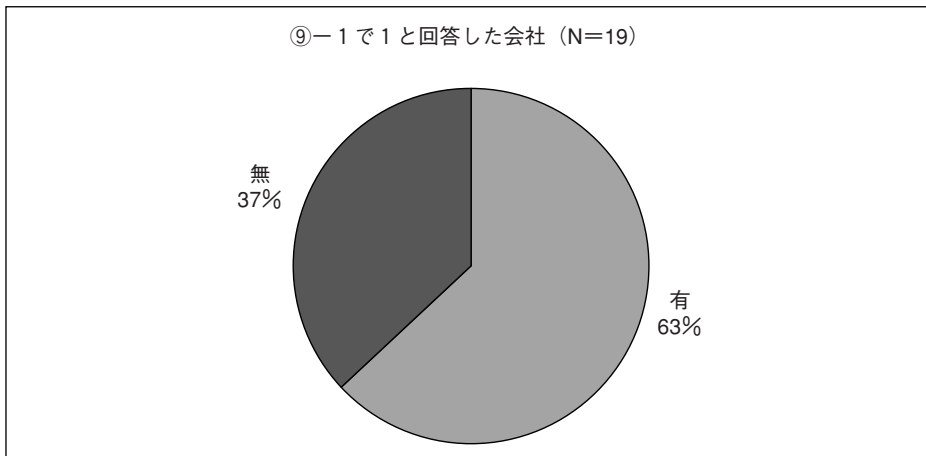
結果は以下の通りである。

⑨-1 知的所有権侵害に対する対応措置

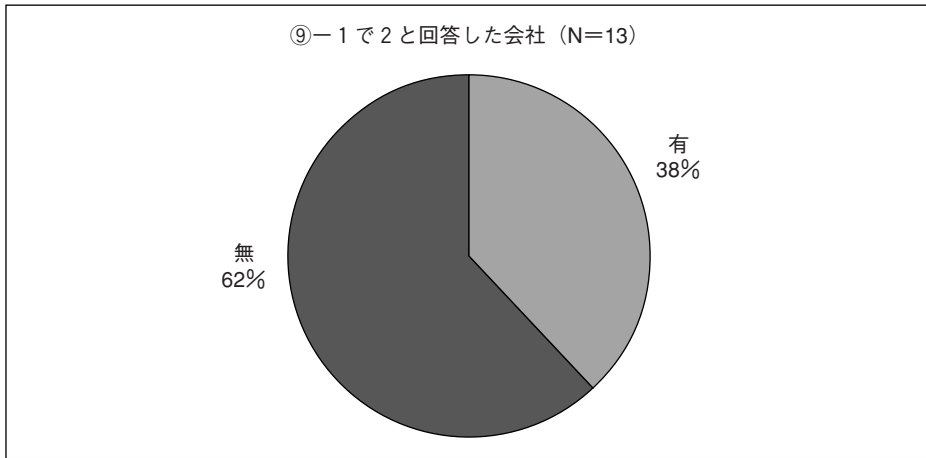


⑨-2 対応措置の効果

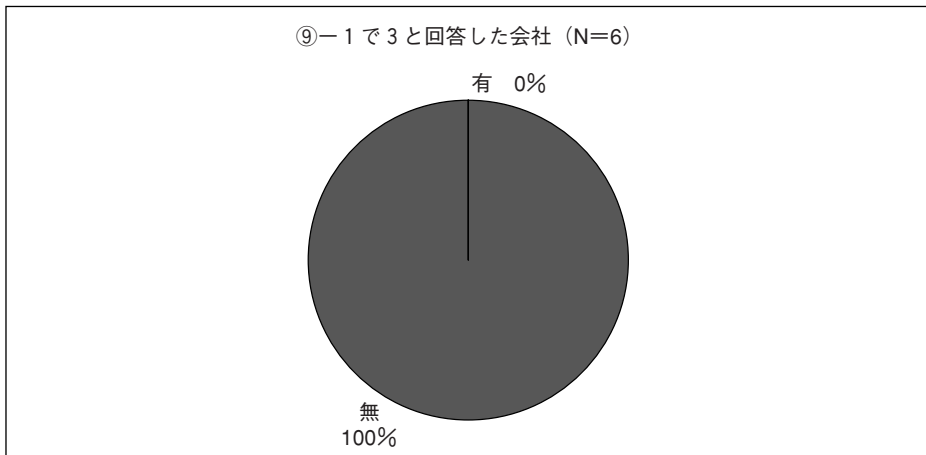
⑨-2-1 法的訴追をした企業



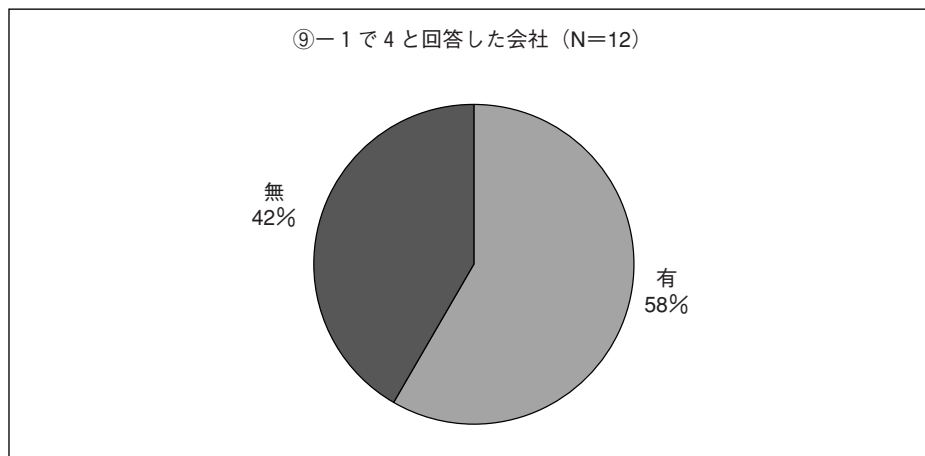
⑨-2-2 侵害側との示談を行った企業



⑨-2-3 侵害側を買収した企業



⑨-2-4 その他の手段により侵害側を排除した企業



知的所有権侵害を受けてとった対応措置の内、もっとも回答が多かった対応措置は「法的訴追」であり、次いで「侵害側との示談」、「他の手段による侵害側の排除」と続く。「知的侵害を行った企業を買収する」という企業回答は最も少なかった。こうした対応策がどれほど有効であったのかということを見てみると、法的訴追や他の手段による侵害側の排除という行動をとった企業に於いては、過半数の企業が有効な効果を上げたと回答しているが、侵害側との示談や侵害企業を買収すると回答した企業では、過半数以上の企業が効果がなかったと回答している。とりわけ侵害企業を買収したと回答した企業では効果があったと回答した企業は0社であった。この意味は知的侵害を行う企業がこの産業分野では雨後の竹の子のように出てきて、買収では追いつかない状況を示しているのかもしれない。

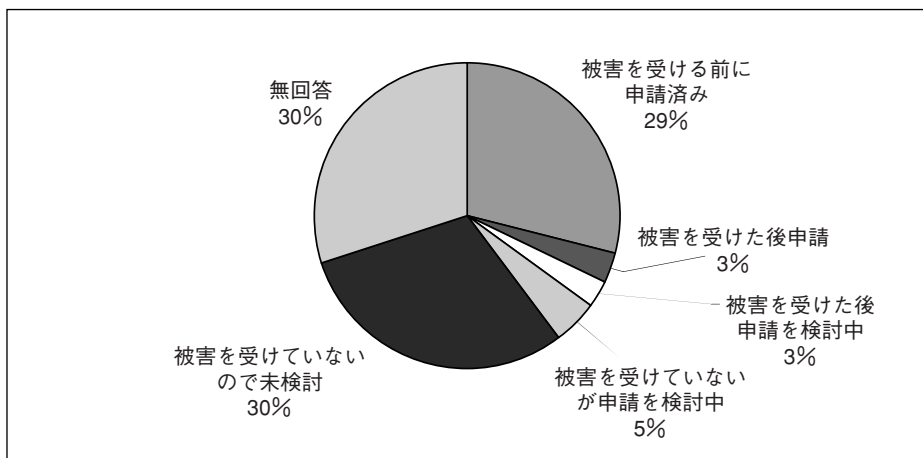
なおこの質問項目では知的所有権が侵害される状況に対し、日系現地法人が何を問題とし、なぜこうしたことが起こるのかということ的自由に回答してもらうように求めたところ、厳しい意見が出てきた。たとえば、「販売者を摘発しても生産者まで摘発できない」、「雨後の竹の子のように、多発しすぎ」、「知的侵害に対する意識の低さ」「処罰（金あるいは刑？）の低さ」、さらには「国際的に通用しないということがわかっていない」といった指摘までなされた。

⑩ 貴社の現地での知的所有権保護対策について右の選択欄よりご回答ください。

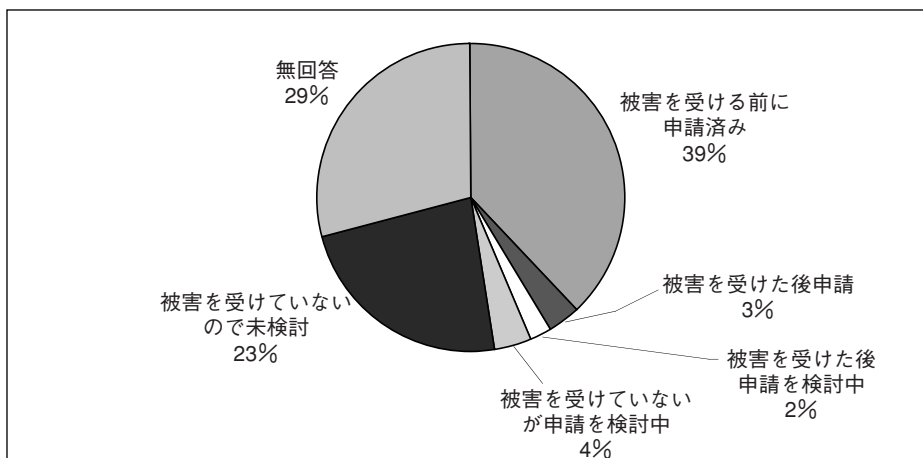
選択欄			
⑩-1 特許申請	⑩-2 商標登録	⑩-3 意匠権申請	⑩-4 その他考え得る対応をご記入
1.被害を受ける前に申請済	1.被害を受ける前に申請済	1.被害を受ける前に申請済	1.
2.被害を受けた後、申請	2.被害を受けた後、申請	2.被害を受けた後、申請	2.
3.被害を受けた後、申請を検討中	3.被害を受けた後、申請を検討中	3.被害を受けた後、申請を検討中	3.
4.被害を受けていないが、申請を検討中	4.被害を受けていないが、申請を検討中	4.被害を受けていないが、申請を検討中	4.
5.被害を受けていないので未検討	5.被害を受けていないので未検討	5.被害を受けていないので未検討	5.

結果は以下の通りである。

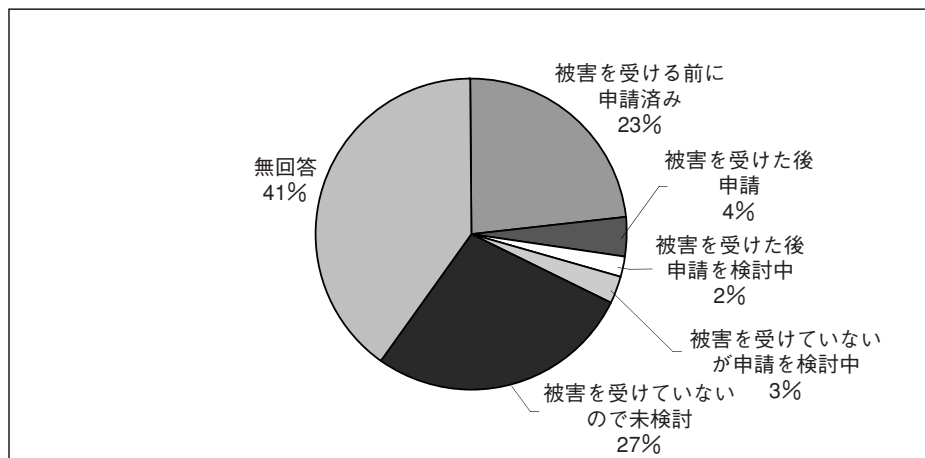
⑩-1 現地法人の知的所有権対策（特許申請について、N=146）



⑩-2 現地法人の知的所有権対策（商標登録について、N=147）



⑩-3 現地法人の知的所有権対策（意匠権申請について、N=146）



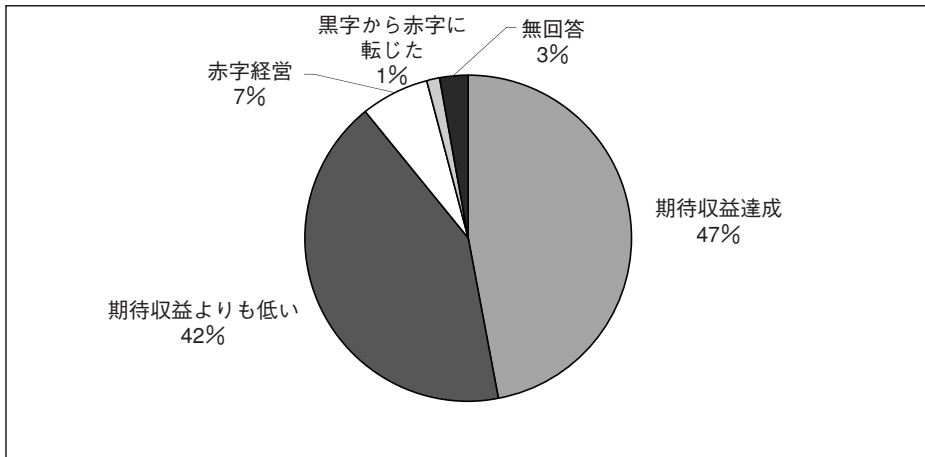
日系現地法人の知的所有権対策については、「特許申請」、「商標登録」、「意匠権申請」のいずれに於いても「申請中」ないしは「申請を検討中」を合計しても過半数には達していない。またこれとの関連で「被害を受けていないので未検討」と回答した企業がかなりの比率であることもわかる。ただし、特許申請、商標権、意匠権申請の中で、商標権だけは「被害を受ける前に申請済み」と回答した企業の比率が特に高い。これは特許や意匠権と違って商標権の侵害は最も簡単な模倣の仕方であることから、知的所有権侵害を受けやすいものと考えられる。この質問項目には企業としてその他の知的所有権対策を採用している場合には、その対応策を求めているが、「顧客に模造品を購入しないようにPRする」、「データ管理の徹底に努めている」、「政府の主管部門ではなく、侵害企業に文書通知をしている」といった方策をとっていると回答している。

⑪ 貴社の期待収益について右の選択欄よりご回答ください。

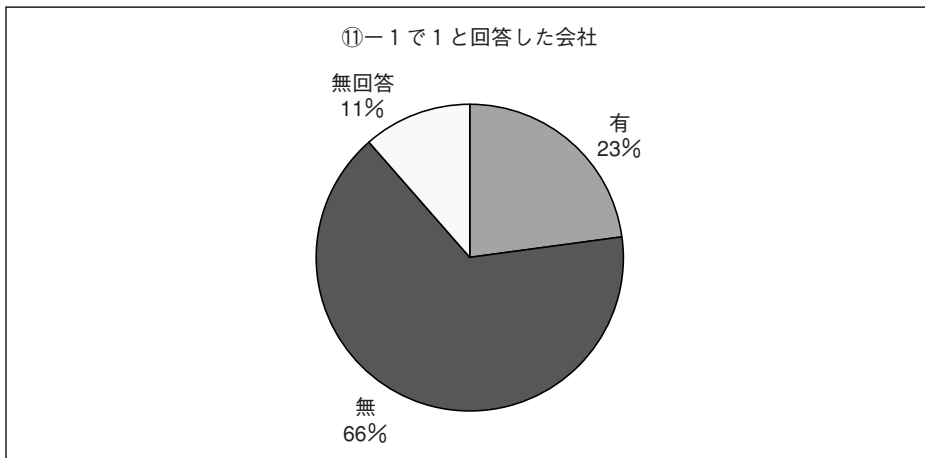
選択欄	
⑪-1 収益の達成度合	⑪-2 知的所有権侵害の収益への影響
1. 期待収益達成	1. 有, 2. 無
2. 期待収益より低い	1. 有, 2. 無
3. 赤字経営	1. 有, 2. 無
4. 黒字から赤字に転じた	1. 有, 2. 無

結果は以下の通りである。

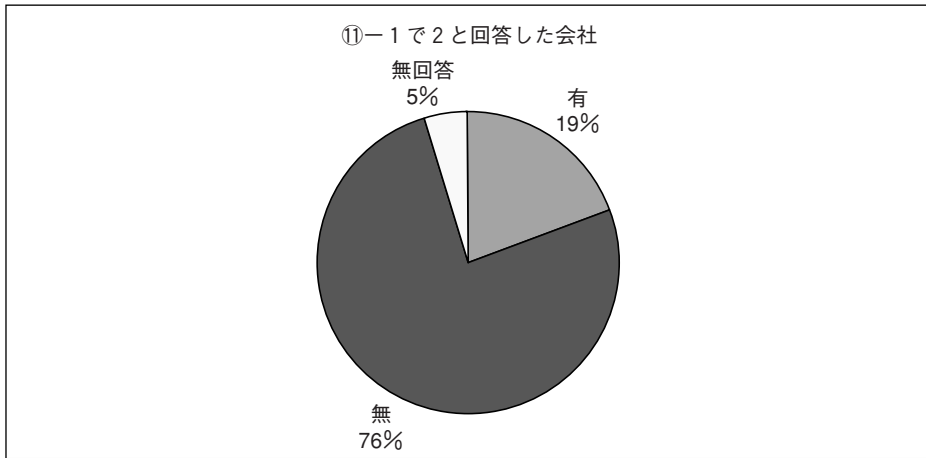
⑪-1 収益の達成度 (N=147)



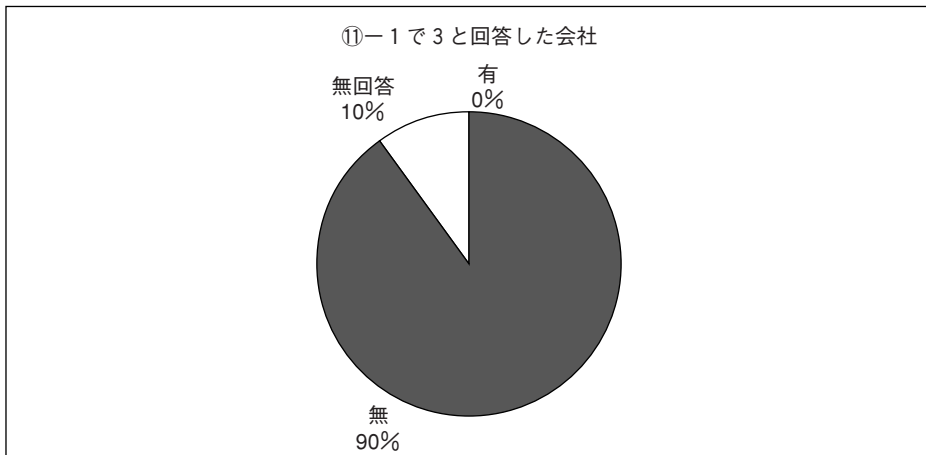
⑪-2-1 知的所有権侵害の収益への影響 (期待収益達成企業, N=69)



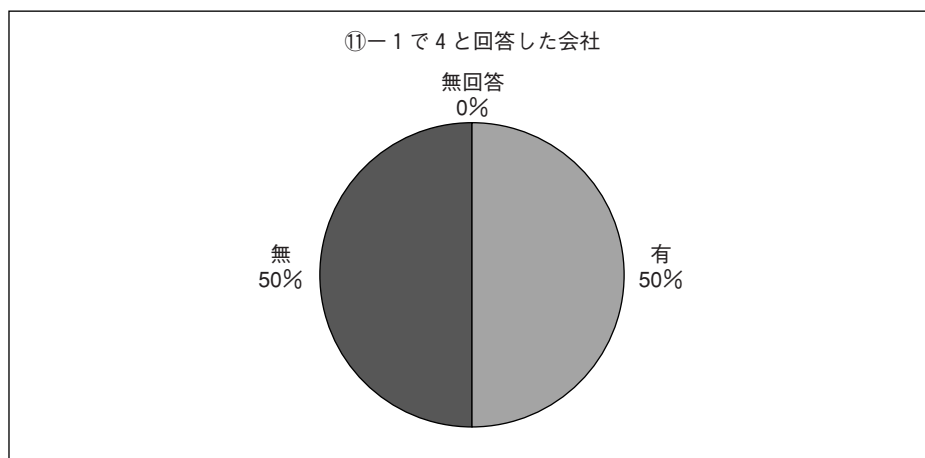
⑪-2-2 知的所有権侵害の収益への影響（期待収益より低い企業，N=62）



⑪-2-3 知的所有権侵害の収益への影響（赤字経営企業，N=10）



⑪-2-4 知的所有権侵害の収益への影響（黒字から赤字に転じた企業，N=2）



収益の達成度合いを尋ねると、「期待収益を達成している」と回答した企業（47%）と「期待収益より低い」と回答した企業（42%）は大体同じ比率であるのに対し、「赤字経営」や「黒字から赤字に転落した」と回答した企業の比率は低い。期待収益を達成していると回答した企業も期待収益よりも低いと回答した企業のどちらも、知的所有権侵害による収益への影響があったと回答した企業は4分の1以下で、侵害の影響はないと回答した企業が圧倒的に多い。

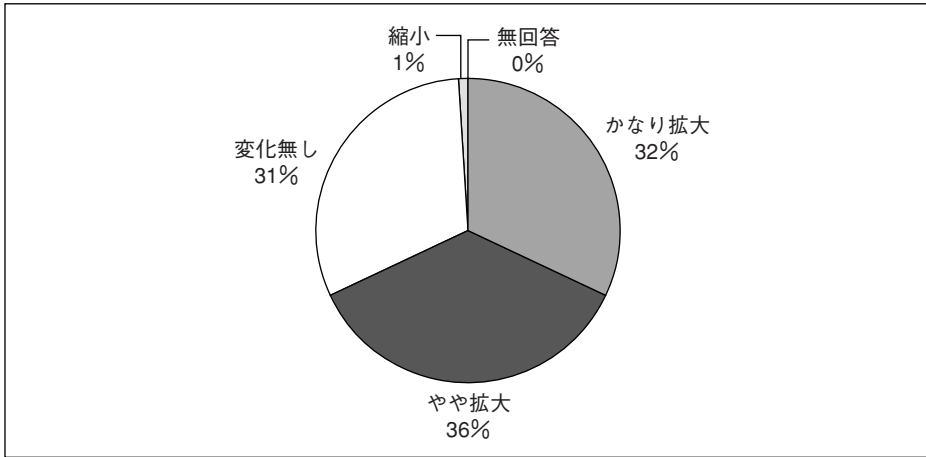
Ⅱ-3 本社及び姉妹子会社との関係

⑫ 貴社は海外子会社として設立後、現在その能力についてどのように認識していますか、右の選択欄よりご選択ください。

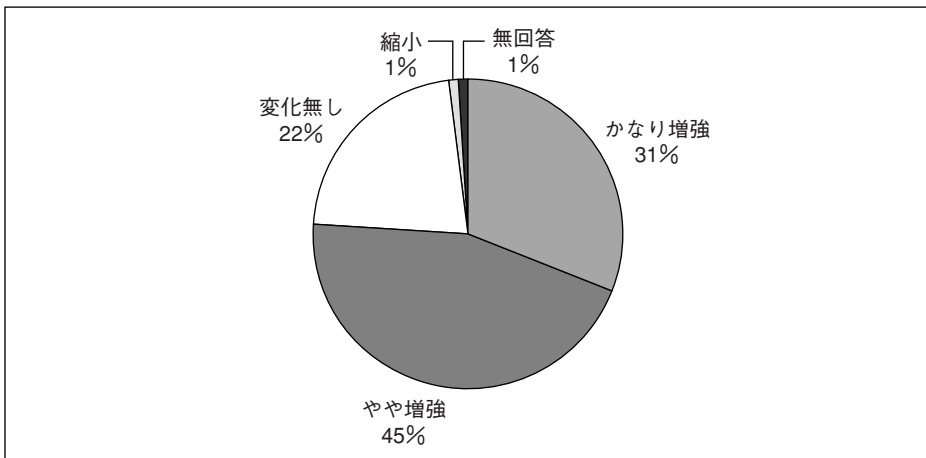
選択欄		
⑫-1 本社からの権限委譲	⑫-2 経営資源及び経営能力	⑫-3 姉妹会社との技術交流及び技術移転
1. かなり拡大	1. かなり増強	1. かなり行った
2. やや拡大	2. やや増強	2. やや行った
3. 変化なし	3. 変化なし	3. 変化なし
4. 縮小	4. 縮小	4. 縮小

結果は以下の通りである。

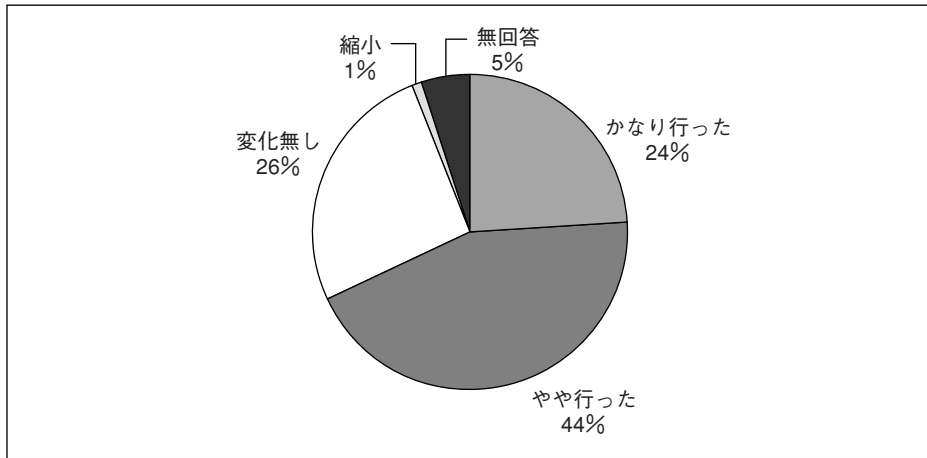
⑫-1 本社からの権限委譲 (N=147)



⑫-2 経営資源及び経営能力 (N=147)



⑫-3 姉妹子会社との技術交流及び技術移転 (N=147)



本社からの権限委譲は「かなり拡大」と「やや拡大」と回答した企業の比率は3分の2を超えており、「変化なし」と回答した企業の比率の2倍以上である。これに伴い、現地法人の経営資源や経営能力も増強されており、「かなり増強」と「やや増強」と回答した企業の合計は76%と、回答企業全体の4分の3以上である。また姉妹子会社との技術交流や技術移転も「かなり行った」と回答した企業（24%）と「やや行った」と回答した企業（44%）の比率は回答企業全体の3分の2である。現地法人の権限も経営能力も次第に高まっている様子がうかがえる。